

○飯塚市農地耕作条件改善事業費補助金交付要綱

平成 27 年 11 月 11 日

飯塚市告示第 406 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市において農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）及び農地耕作条件改善事業実施要領（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号農林水産省農村振興局長通知）に基づき実施する事業に対し、補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則（平成 18 年飯塚市規則第 54 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の対象となる者は、市内に住所を有する農業者及び農業者で組織する団体とする。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の種類及び内容並びに補助単価は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、予算の範囲内において補助単価に当該補助対象事業の農地（以下「補助対象農地」という。）の面積を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、補助対象農地に 10 アール未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第 5 条 この告示に定めるもののほか、様式その他補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## 別表(第3条関係)

| 事業の種類                | 事業内容                       | 補助単価     |
|----------------------|----------------------------|----------|
| 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの) | 畦畔除去、均平作業等による区画拡大          | 10万円/10a |
| 暗渠排水                 | 吸水管(本暗渠管)の間隔が10m以下の暗渠排水の新設 | 15万円/10a |